

司法支援建築会議運営委員会議事録

(2011 年度第 1 回)

(記録：事務局)

A. 日 時：2011 年 4 月 20 日（水）14 時～16 時

B. 場 所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 小野徹郎

委 員 有馬 賢、大森文彦、池永博威、柿崎正義、神田 孜、鈴木計夫、
瀬尾和大、田中淳夫、松原忠策、松本光平、深尾 仁、山口昭一、
山本康弘

(敬称略)

D. 提出資料

資料No.1-1 前回（1月20日）議事録案
資料No.1-2 司法支援建築会議設立10周年記念連載構成案
資料No.1-3 司法支援建築会議運営規程改正（支部組織の設置）
資料No.1-4 第3回建築紛争フォーラム企画案
資料No.1-5 司法支援建築会議会報（第10号）編集企画案
資料No.1-6 第12回講演会「建築紛争の現状と課題（その3）－大阪地方裁判所における建築
裁判から－」
資料No.1-7 日弁連から当支援建築会議とお意見交換会再開依頼
資料No.1-8 国土交通省中央建設工事紛争審査会からの鑑定人推薦依頼
資料No.1-9 司法支援建築会議会員退会届提出者
参考資料 地区別会員名簿

E. 確認事項

1. 前回議事録(案)について

事務局から前回議事録案（1月20日）の確認がなされ、P.2 下から6行目「5.学会基・規準類と建築紛争」を「5.今後の検討課題」と修正することで承認された。

F. 報告事項

1. 司法支援建築会議設立10周年記念連載

小野委員長から、司法支援建築会議設立10周年記念連載記事について、9月号に執筆いただく裁判官を大阪地裁から名古屋地裁に変更したこと、また10月号の座談会では「司法支援建築会議の今後の役割と方向性について」をテーマに議論いただくことが報告された。

2. 司法支援建築会議運営規程改正

小野委員長から、4月12日の理事会で運営規程の改正（支部組織の設置）が承認されたとの報告がなされた。北海道の支援建築会議には支部設置の申請書を提出していただくことにした。

3. 部会報告

(1) 普及・交流部会

1) 第3回建築紛争フォーラム「戸建住宅を巡る建築紛争－紛争解決に向けて、さらに予防へ」企画（案）

柿崎部会長から、建築紛争フォーラムの企画案について趣旨やプログラムの説明がなされ以下の修正をすることで承認された。

・趣旨の下から5行目～4行目『...、既存建物に隣接して「地下室を持つ戸建住宅」を建設す

るときに発生する事件について』の表現については再度検討いただく。

2) 司法支援建築会議会報第10号編集企画

柿崎部会長から、第10号の企画案について説明がなされた。小野委員長より内容が講演会や委員会報告ばかりであり、会報の性格として会議会員に対する啓発的な意味あいもあるので、次号からは運営委員会委員等に思うところを執筆していただいてもよいのではないかとの意見があった。

3) 第12回講演会「建築紛争の現状と課題（その3）」企画（案）

鈴木委員より、今年12月に予定している表記講演会の企画案の紹介がなされ、未定のところについては近畿支部の事業委員会で検討するとの説明がなされた。検討の結果、「挨拶」を鈴木委員と小野運営委員長のお二人でするように修正することで近畿支部に検討を願うことにした。

G.審議事項

1. 日弁連からの意見交換会再開の申し入れ

事務局から、2月2日に日弁連消費者委員会土地住宅部会の谷合弁護士より、当会議との意見交換会についてしばらく開催がなかったので再開をお願いしたいとの申し入れがあったとの報告がなされた。

（意見）

- ・定期的に開催するのではなく特段のテーマがある場合など必要に応じて開催するようにしてはどうか。
- ・法律分野と建築分野では立場が異なるのでギャップをうめるために意見交換をする意味があるが、日弁連は消費者の立場から裁判に勝つ目的で意見交換をしているように見える。意見交換の目的を明確にしないとおかしな方向に行く。
- ・意見交換を行ってもベーシックな部分でのすり合わせは難しい。直接話し合うというよりも裁判所を入れてワンクッション入れたほうがよいのでは。また定期的な意見交換ではなく話し合いのテーマを事前に設定しその内容は一方的に公表しないことを条件にしてはどうか。
- ・あまり早急に開催しないほうがよい。

検討の結果、小野委員長が一度日弁連と打ち合わせを行い、運営委員会としての意見を伝えたいと、再開するかどうか再度検討することにした。

2. 国土交通省中央建設工事紛争審査会からの申し入れ

小野委員長より以下の説明がなされた。

①4月13日に国土交通省中央建設工事紛争審査会事務局の岩下紛争調整官らが来会し、現在紛争審査会に係争中の事案について鑑定人の推薦依頼があった。

②過去の運営委員会において何度か裁判外紛争処理機関（ADR機関）への協力のあり方について検討を行ってきたが、今回このような依頼があったのでどのように対応すべきか。当会議の運営規程第2条（目的）、第3条（事業）では調停委員や鑑定人を推薦できるのは裁判所に限定されておりADR機関に対しては推薦できない。特例として試行的に推薦する方法も考えられるが、運営規程を改正したうえで支援の対象をADR機関にまで広げることがよい。

（意見）

- ・当会議の目的や事業は最高裁と関係もあるので今すぐに推薦するというのではなく会議の

立場や今後のことも少し議論したほうがよい。

- ・ADR機関を支援することは賛成であるが支援するADR機関の範囲をどうするかについて決めておく必要がある。

- ・ADR機関への支援については今までの運営委員会の議論でも前向きに検討する意見が大勢であり個人的にも賛成する。支援するADR機関の範囲は公的なADR機関（「建設工事紛争審査会」「住宅品質確保法に基づく指定住宅紛争処理機関」「弁護士会のあっせん・仲裁センター（日弁連）」）に限定してはどうか。

- ・最高裁との調整は必要ないか。

→基本的に調整は必要ないと思う。

- ・大きな問題なので今回だけで決めることはせず十分議論をしていただきたい。

- ・運営委員会でもここ2年ほどADR機関への支援について議論してきた。おおむね支援については賛同を得ている。その範囲をどこまでにするかは議論がある。今までの裁判所に対する支援と同じように考えてもよいのではないか。支援することになれば運営規程を改正したうえで推薦することにした。

検討の結果、中央建設工事紛争審査会からの鑑定人の推薦については、運営規程を改正し正式な手続きを踏んだうえで推薦する旨を伝える。またADR機関に対する支援のあり方については再度次回検討する。

3. 司法支援建築会議退会届提出者、2011年度地域別会員名簿

事務局から、2010年9月に行った司法支援建築会議の会員名簿整備に伴う会員継続意思の確認調査の結果、88名から退会届が提出されたとの説明がなされ、運営規程第6条（退会）にもとづき退会が承認された。なお委員長より運営規程第4条（種別）で当会議会員の年齢が50歳以上70歳未満となっているが、今度運営規程を改正する際には年齢制限の上限を取り払いたいとの提案があった。

4. 今後の検討課題

小野委員長から建築紛争と学会の規準類と関わりについて調査研究するための委員会を立ち上げたいとの提案がなされ次回提案書を提出することにした。

H. 次回開催

- ・日時：2011年6月23日（水）14時～16時
- ・場所：建築学会会議室

以上